

## 日本風力開発株式会社「(仮称)車力風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年8月27日付けで日本風力開発株式会社より届出された「(仮称)車力風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

### 1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成30年11月1日
- (2) 青森県知事意見 \* 平成31年1月30日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第19回)  
\* 平成31年2月4日

#### ①補足説明資料

#### ②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・環境類型と植生区分ごとの調査地点の設定について、環境類型で最低3つは設定すること。	・ご指摘を踏まえ、調査地点の設定の見直しを実施いたします。
・風車の影について、1号機の風車が住宅から約800mの距離にあることから、夏至の頃の影響について考えられるので、その周囲を中心に調査すること。	・1号機から風車の影がかかる可能性のある住宅等を中心に調査を行うことを検討いたします。
・専門家等によれば、チュウヒの確認があるとされている。岩木川河口の個体については、飛翔高度にもよるが移動ルートがかかるのか、また、対象事業実施区域より南側で繁殖しているつがいに対しても留意し、調査を実施すること。	・ご指摘を踏まえ、現地調査時にはチュウヒの移動ルート等に留意し、調査を実施いたします。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/kankyo\\_shinsa/furyoku/index.html](http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、青森県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。